

## 静岡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会設置要綱

### (設置)

第1条 静岡市は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第16条に規定する連携協力体制を整備することを目的として、静岡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 委員会の協議事項は、次のとおりとする。

- (1) ネットワークの構築に関すること。
- (2) 虐待事例の対応方法に関すること。
- (3) 関係機関相互の連絡調整に関すること。
- (4) 高齢者虐待防止事業の普及啓発に関すること。
- (5) 高齢者虐待の早期発見に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、高齢者虐待の防止に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 保健医療関係団体を代表する者
- (3) 福祉関係団体を代表する者
- (4) 警察官
- (5) 保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部次長
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

### (委員の任期)

第4条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

### (委員長)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、委員会の会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉長寿局地域包括ケア推進本部において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(静岡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会運営要領の廃止)

2 静岡市高齢者虐待防止ネットワーク運営委員会運営要領は、廃止する。